

## 公益財団法人滋賀県消防協会住友財団寄金育英資金取扱要綱

- 1 この要綱は、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「協会」という。）の住友財団寄金育英資金特定資産（以下「住友財団寄金」という。）の取扱について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 住友財団寄金は、寄金の原資から生ずる果実をもって、公益財団法人消防育英会が行う援護措置に準じて、被災者の子弟に対する育英事業として次の援護を行う。
  - (1) 奨学金の交付
    - ①公益財団法人消防育英会奨学規程第4条第2項（1）および（2）の該当者  
年額 12,000円以内
    - ②公益財団法人消防育英会奨学規程第4条第2項（3）および（4）の該当者  
年額 12,000円以内
  - (2) 支度金の交付  
進学者および社会人となる者 10,000円以内
- 3 この寄金の原資は取り崩しをしないものとし、果実が不足するときは、他の予算から支出するものとする。
- 4 この要綱に定めるもののほか、住友財団寄金の取扱に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 5 この要綱は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。